

集中治療専門薬剤師【新規】認定に関するFAQ

〈目次〉

申請について	1
申請書について	1
実務経験証明書について.....	1
学術業績について	2
認定試験について	3

〈申請について〉

Q1 日本集中治療医学会の会員である必要はありますか？

A1 規則の第2章「集中治療専門薬剤師の認定審査」・(認定申請要件)第2条に定める通り、日本集中治療医学会正会員であることは必須条件です。

〈申請書について〉

Q2 提出した申請書を返却してもらえますか？

A2 一度受け付けた申請書は返却しておりません。

〈実務経験証明書について〉

Q3 集中治療施設名には何を記載すればよいでしょうか？

A2 集中治療部、集中治療センター、救命救急センター、PICUなど部門の名称を記入してください。また、記載した部門が算定している管理料を確認し、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児集中治療室管理料のいずれかに必ずチェックを入れてください。また、算定管理料ごとに実務経験証明書を作成してください。

Q4 実務経験証明書の算定管理料の項目についてですが、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児集中治療室管理料、5つ全てに該当することが必要でしょうか？

A4 すべてに該当する必要はありません。特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料の算定施設において、集中治療関連の薬剤師業務に通算5年以上従事していれば問題ありません。(集中治療専門薬剤師制度施行細則第2条)

Q5 「集中治療関連の薬剤師業務に通算5年以上従事した経験を有すること」とありますが、これは専従期間の合計が5年以上ということでしょうか？

A5 特定集中治療室管理料、救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料の算定施設において、通算5年以上常勤として勤務していれば専従・専任・兼任は問いません。

Q6 現在は、ICU業務から離れていますが、過去5年以上ICUでの勤務経験がある場合は受験可能でしょうか？

A6 必要単位は、学術集会への出席のみ、学術集会やセミナーへの参加のみでも認定条件を満たすことができます。なお、日本集中治療医学会学術集会または同支部学術集会への1回以上の出席による単位取得は必須です。

〈学術業績について〉

Q7 学術業績30単位が必要とありますが、学術集会への出席のみでも認定条件を満たすでしょうか？

A7 必要単位は学術集会への出席のみ、学術集会やセミナーへの参加のみでも認定条件を満たすことができます。なお、日本集中治療医学会学術集会または同支部学術集会への1回以上の出席による単位取得は必須です。

Q8 業績(論文)について質問です。病院の紀要や企業の雑誌等に記載されたものは認められますか？また、学会抄録もSupplementsが出版されていれば、認められますか？

A8 病院や大学の紀要、地方誌、企業の商品PR誌(商業誌)は認められません。学会抄録集は論文業績として認められません。

Q9 集中治療に関する論文とは具体的にどのような内容を指しますか？

A9 集中治療医学に関連する内容を指します。関連の有無については集中治療専門薬剤師制度委員会で判断します。

Q10 ○○の雑誌の××という論文は認められますか？

A10 日本集中治療医学会雑誌、日本臨床救急医学会雑誌、Journal of Intensive Care、望ましいですが、それ以外では下記の要件を満たすものも認めています。

※和文誌は医中誌に掲載され査読があるものまたはDOIがついているもの。

※英文誌はPubMedに掲載もしくはWEBで公開され査読があるもの。

申請書提出前に可否をお答えできません。論文が要件に合っているかどうかは提出された論文を集中治療専門薬剤師制度委員会で審査いたします。

Q11 著書は業績として認められますか？

A11 医中誌に掲載され査読がある著書であれば著書であっても認めることができます。申請書提出前に可否をお答えできません。論文が要件に合っているかどうかは提出された論文を集中治療専門薬剤師制度委員会で審査いたします。

Q12 最近、論文が採択されました。採択通知があれば、学術業績に記載して申請しても良いですか？

A12 採択通知があれば記載可能です。採択通知の複写を提出してください。

Q13 提出できる実績(論文、学会発表、公園、座長・司会や学会出席)は過去5年と期間が決まっています、2年間仕事を離れていた(留学、出産育児等)場合、猶予の考慮はありますか？

A13 申請する年の過去5年の間に留学、出産・育児等休業を取得した場合は、その期間をブランクとし、前後合計5年間の実績を認めます。所属する施設が発行する「留学・休業取得の証明書」を申請書類と合わせて提出してください。証明書の書式は問いません。

Q14 学術集会で発表しましたが学術集会の参加証明書を紛失しました。抄録、領収書、QRコードの記載されたメールのコピーを代わりに出せば出席を認めてもらえますか？

A14 学術集会の参加証明書またはe医学会の参加履歴を印刷したもの以外は証明書として認められません。また学術集会の参加証明書は再発行できませんのでご注意ください。

〈認定試験について〉

Q15 試験会場はどこですか？

A15 WEBでの口頭試問を予定しています。

2024年6月改定